

Q：中間貯蔵施設を「双葉郡」にと政府が要請したが、これからどうなるのですか？

A：放射性物質に汚染された土壌などを保管する中間貯蔵施設を設置場所をようやく地元自治体に伝えた。

12月28日、細野環境相は双葉郡内の8自治体の長を福島市にあるサンル・トプラザホテル会議室に集め、中間貯蔵施設を「双葉郡内」で、かつ、「年間換算の放射線量100mSv以上」の地域に施設を設置したい、という概要を示した。



菅内閣当時、菅総理は退陣直前の8月末に福島県庁を訪れ、佐藤知事に中間貯蔵施設を福島県内に作る方針を説明した。

佐藤知事は当然ながら難色を示したが、それ以降政権は設置場所に付いてはお互い深入りを避けて今日に至ったわけだが、レベル2の冷温状態を達成、一応のメドが成立したので本格的な除染作業が各地で着手されたが、汚染土を地元で保管することは、限界があり、地元住民の理解も得られない。仮置き場を設置しているのは、県内では福島市、伊達市、川俣町等数カ所に過ぎない。これから除染作業は本格化するだろうけれども、まず仮置き場の設置が前提になり、中間貯蔵施設の場所の決定がなければ仮置き場設置場所容認がされない。

従って、中間貯蔵施設の場所決定は、除染作業を本格化するための前提であり、野田政権は12月16日の「収束宣言」契機として避難区域の見直し謀り、長期間帰宅困難地域を公表し、こうして中間貯蔵施設地域を絞り込み、年間放射線量が「100mSv以上」の地域としている。「一定以上の放射線量になると線量が下がりにくくなる。生活を再び始める場所としては厳しい環境だ」と説明した。

100mSv以上の放射線量では癌になる可能性が5%上昇する、と別項で述べましたが、これは医学的な数字であって、脅しではありません。とすれば癌になる怖れのある場所に住みたいという人はいないでしょう。また除染するとしても部分的にしか出来ませんが